

工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条)に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

◆平成25年7月8日 「工事計画認可を申請」 (約3,000ページ)

- 平成25年7月8日に新規基準が施行されたことに伴い、原子炉設置変更許可、工事計画認可、および保安規定変更認可を申請。
- 工事計画認可では、重大事故に対処するために使用する新設設備について申請。(約40設備)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (550ガル)による評価を行い、その結果を反映。

◆平成25年8月5日 「工事計画認可を追加申請」 (約5,400ページ)

- 重大事故に対処するために使用する既設設備および設計基準事故に対処するために使用する設備の工事計画認可を追加申請。(約60設備)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (550ガル)による評価を行い、その結果を反映。

◆平成27年2月2日 「工事計画認可申請の補正書の提出」 (約82,000ページ)

- 原子炉設置変更許可申請の補正書の内容や審査会合等の結果を反映した設備の詳細設計の見直しを行い、重大事故等に対処するために使用する設備(既設・新設)および設計基準事故に対処するために使用する設備について、各設備の詳細設計を追加・修正し、補正申請。
(約420設備：既に申請している約100設備を含む)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (700ガル)による評価を行い、その結果を反映。

◆平成27年4月15日 「工事計画認可申請の補正書の再提出」 (約86,000ページ)

- 先行プラントの審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行い、補正申請。
(約440設備：既に申請している約420設備を含む)